

クリーンセンター新施設
整備基本構想策定業務委託

プロポーザル実施要領

令和5年12月

天 城 町

クリーンセンター新施設整備基本構想策定業務委託

1. 目的

本業務は、徳之島愛ランド広域連合の所有する既存の焼却施設の老朽化が進んでいることから、天城町（以下、「本町」という。）が、新ごみ処理施設の整備方針を検討することを目的とする。

なお、本業務は、廃棄物処理事業の特殊性から実績・経験・技術力等の高度な設計能力を有する事業者を契約候補者として選定するため、当該プロポーザルを実施する。

2. プロポーザルの概要

1) 業務名

クリーンセンター新施設整備基本構想策定業務委託

2) 業務内容

「クリーンセンター新施設整備基本構想策定業務委託仕様書」のとおり

3) 計画対象施設

エネルギー回収型廃棄物処理施設

4) 計画場所

鹿児島県大島郡天城町（旧焼却施設跡地）

5) 履行期限

～令和6年3月31日

6) 見積限度額

見積限度額 20,000,000円
(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3. 事務局

天城町

くらしと税務課 生活環境係

〒891-7692

鹿児島県大島郡天城町平土野2691-1

電話番号：0997-85-5331

F A X：0997-85-3110

E-mail：chomin06@yui-amagi.com

4. 参加資格

参加者の資格要件は、次に掲げる事項を全て満たす者としします。

- 1) 本町の「令和5年度 天城町建設工事入札参加資格者」であること。
- 2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- 3) 「プロポーザル参加表明書」提出日から契約締結の日までの間に、本町から指名停止を受けていないこと。
- 4) 会社更生法（令和14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（令和11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

でないこと。

- 5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。)
若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。))を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- 6) 「建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)」の「廃棄物部門」に登録があること。
- 7) 「一般社団法人日本廃棄物コンサルタント協会」に属していること。
- 8) 鹿児島県に本社(本店)、支社(支店)又は営業所等を有すること。
- 9) 管理技術者は、以下の条件を満たすこと。
 - ・平成25年4月～令和5年3月に国又は地方公共団体(一部事務組合・広域連合等を含む。)から発注され、令和5年3月までに完了したごみ処理施設基本構想及び施設基本計画業務、PFI導入可能性調査の管理技術者(主任技術者)としての従事実績を有すること。
- 10) 照査技術者は、以下の条件を満たすこと。
 - ・平成25年4月～令和5年3月に国又は地方公共団体(一部事務組合・広域連合等を含む。)から発注され、令和5年3月までに完了したごみ処理施設基本構想及び施設基本計画業務、PFI導入可能性調査の管理技術者(主任技術者)若しくは照査技術者、担当技術者としての従事実績を有すること。
- 11) 主担当技術者は、以下の条件を満たすこと。
 - ・平成25年4月～令和5年3月に国又は地方公共団体(一部事務組合・広域連合等を含む。)から発注され、令和5年3月までに完了したごみ処理施設基本構想及び施設基本計画業務、PFI導入可能性調査の管理技術者(主任技術者)若しくは担当技術者としての従事実績を有すること。
- 12) 管理技術者及び照査技術者、主担当技術者は、1年以上の直接的な雇用関係にあること。
- 13) 管理技術者及び照査技術者、主担当技術者は、技術士法で定める技術士(衛生工学部門：廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理のいずれか)若しくはRCCM(廃棄物部門)の資格取得後5年以上を有すること。

5. 失格要件

- 1) 虚偽の内容が記載されている場合、失格となることがあるとともに、指名停止を行う場合があります。
- 2) その他本実施要領に違反すると認められる場合。
- 3) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。

6. 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりですが、二次審査以降の日程

については変更する場合があります。

項 目	日 程
公募書類の公告	令和5年12月6日(水)
質問の受付期間	令和5年12月12日(火)午後5時まで
質問書に対する回答	令和5年12月15日(金)
参加表明書等の提出期限	令和5年12月21日(木)午後5時まで
一次審査結果通知	令和5年12月26日(火)
技術提案書の提出期限	令和6年1月16日(火)午後5時まで
プレゼンテーション ヒアリング	令和6年1月25日(木)
審査結果の通知	令和6年1月30日(火)

7. 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の資料は、天城町公式ホームページから公表、配布とします。

窓口、郵送での配布はしない。

- 1) クリーンセンター新施設整備基本構想策定業務委託プロポーザル実施要領
- 2) クリーンセンター新施設整備基本構想策定業務委託仕様書
- 3) 各様式

8. 質問受付及び回答

プロポーザル実施に係る質問及び回答は、次のとおり実施します。質問は要旨を簡素にまとめ、質問書(様式第2号)により提出してください。

1) 受付期間

公告の日から令和5年12月12日(火)午後5時まで

2) 提出先 事務局

3) 提出書式 質問書(様式第2号)

4) 提出方法

電子メールにより行うこととし、持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けません。なお、電子メールの表題は「クリーンセンター新施設整備基本構想策定業務委託プロポーザル質問書」として送信して下さい。

5) 回答日

令和5年12月15日(金)

6) 回答方法

天城町ホームページに掲載します。

9. 参加表明書の提出

- 1) 提出期限 令和5年12月21日(木) 午後5時(必着)
- 2) 提出先 事務局
- 3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)
- 4) 提出書類及び提出部数 (別表1)の通り

10. 技術提案書の提出

- 1) 提出期限 令和6年1月16日(火) 午後5時(必着)
- 2) 提出先 事務局
- 3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)
- 4) 提出書類及び提出部数 (別表2)の通り

11. 審査

1) 審査委員会

本業務委託に係る審査は、「クリーンセンター新施設整備基本構想策定業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)として天城町指名業者推薦委員会において行います。

本プロポーザルに関して、参加者が1者の場合は、当該1者について、審査委員会において、内容の審査を行い選定の可否を決定します。

2) 審査委員会一次審査結果発表(通知)

提出された参加表明書等を審査委員会にて審査し、二次審査の技術提案書提出要請者を選考します。一次審査の結果は参加表明書を提出した全ての者に対して電子メール及び書面にて通知します。一次審査通過者は、上位3社程度とします。

(1) 審査結果の通知 令和5年12月26日(火)

3) プレゼンテーション・ヒアリング

(1) 実施日 令和6年1月25日(木) 予定

日時や実施場所等の詳細については、後日通知します。

(2) プレゼンテーション・ヒアリングの手順等

- ① 出席者は管理技術者を含め計3名以内とします。
- ② 説明及び質疑応答は、管理技術者が対応することとします。
- ③ プレゼンテーションは、参加者が提出した技術提案書等(拡大したもの又はプロジェクター等を使用した拡大映像の使用も可)のみを使用し、新たな内容の資料提示は認めないこととします。
- ④ スクリーン及びプロジェクターは事務局で用意しますが、スライド用のパソコンは持参してください。
- ⑤ プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とし、その後に審査委員からのヒアリングを20分程度行う予定です。
- ⑥ プレゼンテーション・ヒアリング審査に参加しない場合は、原則として審査の対象としません。

4) 評価基準

審査項目及び審査基準の概要は別表3の通り

5) 二次審査結果発表（通知）

一次審査書類、二次審査書類、ヒアリング、価格評価の合計について、厳正に審査を行ったうえで優先交渉者として、最優秀者1者、次点者1者を特定する。

二次審査の結果は技術提案書を提出した全ての者に対して電子メール及び書面にて通知します。

なお、審査結果の異議申し立ては一切受け付けません。

(1) 審査結果発表（通知） 令和6年1月30日(火)予定

12. 費用負担

本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とします。

13. 業務委託契約の締結

最優秀者に対し、クリーンセンター新施設整備基本構想策定業務委託の契約に係る優先交渉権を付与します。

最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行います。

契約交渉により本町と合意に至った場合には、契約限度額の範囲内で随意契約を締結します。

14. その他事項

- 1) 提出された書類は返却しません。
- 2) 提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用は全て参加者の負担とします。
- 3) 提出書類等に虚偽の記入が判明した場合は、契約後においても契約を解除し、違約金を要求することがあります。
- 4) 技術提案書の提出を辞退しても、これを理由として、以後の指名等において不利益な取り扱いをすることはありません。
- 5) 提出書類に記入した管理技術者、照査技術者、主担当技術者は、死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き変更できません。
- 6) 本業務の、再委託は認めないものとします。

(別表1) 参加表明書等提出書類

No.	提出書類	留意事項	提出部数
①	参加表明書	様式1	1部
②	表紙	様式3	12部
③	会社概要調書	様式4 ・会社概要と対応業務・技術等について記載	12部
④	業務実績調書	様式5-1~2 ・平成25年4月~令和5年3月に国又は地方公共団体等(一部事務組合、広域連合等を含む)が発注した業務実績について記入すること ・元請として契約した業務 ・令和5年3月31日までに完了した業務 ・様式7、様式8に記載した実績は除く ・10件を上限とすること ・記載した業務については、履行が確認できる書類(完了TECRIS登録または契約書及び委託仕様書の写し)を添付すること	12部
⑤	技術士一覧表	様式6 ・廃棄物分野における技術士(衛生工学部門:廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理のいずれか、または総合技術監理部門(廃棄物))を記入すること。 ・資格登録証又は合格証の写しを添付すること	12部
⑥	管理技術者調書	様式7-1 ・管理技術者は、照査技術者、主担当技術者を兼ねることができない ・1年以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証の写し等)を添付すること	12部
⑦	管理技術者の業務実績調書	様式7-2~様式7-3 ・平成25年4月~令和5年3月に国又は地方公共団体等(一部事務組合、広域連合等を含む)が発注した業務実績について記入すること ・元請として契約した業務 ・令和4年3月31日までに完了した業務 ・10件を上限とすること ・管理技術者としての完了実績(1件以上) ・記入した業務については、履行が確認できる書類(完了TECRIS登録または契約書、委託仕様書、担当したことが証明できる書類の写し)を添付	12部

		すること	
⑧	主担当技術者調書	<p>様式 8-1</p> <ul style="list-style-type: none"> 主担当技術者は、管理技術者、照査技術者を兼ねることができない 1年以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証の写し等)を添付すること 	1 2 部
⑨	主担当技術者の業務実績調書	<p>様式 8-2～様式 8-3</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年 4 月～令和 5 年 3 月に国又は地方公共団体等（一部事務組合、広域連合等を含む）が発注した業務実績について記入すること 元請として契約した業務 令和 4 年 3 月 31 日までに完了した業務 10 件を上限とすること 1年以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証の写し等)を添付すること 記入した業務については、履行が確認できる書類（完了TECRIS登録または契約書、委託仕様書、担当したことが証明できる書類の写し）を添付すること。（なお、様式 7-2～3 の業務実績と重複する場合は省略することができる） 	1 2 部
⑩	照査技術者調書	<p>様式 9</p> <ul style="list-style-type: none"> 照査技術者は、管理技術者、主担当技術者を兼ねることができない 1年以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証の写し等)を添付すること 	1 2 部

(別表 2) 技術提案書等の提出

提案書	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容は任意様式とする。 A 4 版 (A 3 は A 4 折) 横書き、左綴じ、両面印刷 下記 I～IV ごとに指定枚数以内にまとめる。(表紙及び目次は除く) 文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。(図表に用いる文字はこの限りではないが読みやすい大きさとする。) カラー等の使用は任意とする。 <ul style="list-style-type: none"> I 業務の実施方針 (A 4 片面 1 頁以内) II 組織体制 (A 4 片面 1 頁以内) III ごみ処理施設に係る基本構想 (A 4 片面 3 頁以内、作業工程表 A 3 片面 1 頁以内) IV 課題に対する提案等 (A 4 片面 2 頁以内) 	1 2 部
見積書及び見積内訳書	<ul style="list-style-type: none"> 任意様式 消費税及び地方消費税を除いた額で記入すること。 	1 部

(別表3) 評価基準

一次審査			
	評価項目	評価基準	配点
企業 評価	資格者数	廃棄物分野における技術士資格保有者数	10
	企業実績	国又は地方公共団体が発注するごみ処理施設に係る基本構想／基本計画の実績	15
		国又は地方公共団体が発注するごみ処理施設に係るPFI導入可能性調査実績	15
管理 技術者 評価	管理技術者の 業務実績	国又は地方公共団体が発注するごみ処理施設に係る基本構想／基本計画の実績	20
		国又は地方公共団体が発注するごみ処理施設に係るPFI導入可能性調査実績	20
主担当 技術者 評価	主担当技術者の 業務実績	国又は地方公共団体が発注するごみ処理施設に係る基本構想／基本計画の実績	10
		国又は地方公共団体が発注するごみ処理施設に係るPFI導入可能性調査実績	10
二次審査			100
	評価項目	評価基準	配点
提案書等評価	業務の実施方針	業務の目的や業務内容の理解度、具体的な実施方針が示されているか	15
	業務の組織体制	組織体制や技術対応が十分に確立されているか	15
	ごみ処理施設に係る基本構想	ごみ処理施設に係る基本構想の作成において、具体的・効果的な提案がなされているか	20
	課題に対する提案等	ごみ処理施設の課題や問題点に対して、具体的・効果的な提案がなされているか	20
	ヒアリング・質疑応答	業務を十分理解しているか、また取組意欲は感じられるか 説明及び質疑に対する応答の的確性	20
	価格評価	業務に対する見積内容は適切か	10
一次審査、二次審査合計			200

- ※1 提案書の評価は、全審査委員の評価平均点を得点とする。小数点以下になる場合は、少数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位までの点とする。
- ※2 採点結果が同点の場合は、見積金額が低い応募者を最優秀者とする。さらに見積額が同額であった場合、くじ引きとする。